

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第 1 1 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。</p> <p>(3) 儀式その他重要な行事に関すること。</p> <p>(4) 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。</p> <p>(5) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。</p> <p>(6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</p> <p>(7) 総長室業務に関する事務的支援を行うこと。</p> <p>(8) 本学の制度及び組織に関すること。</p> <p>(9) 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(10) 訟務及びリスク管理に関すること。</p> <p>(11) 大学文書館に関すること。</p> <p>(12) その他室、他の部及び課等並びにセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(中 略)</p> <p>(社会連携推進課)</p> <p>第 1 7 条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公開講座等に関すること。</p> <p>(2) 百周年時計台記念館に関すること。</p> <p>(3) 本学の同窓会組織に関すること。</p> <p>(4) 総合博物館に関すること。</p> <p>(5) その他社会との連携に関し、連絡調整すること。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総務課)</p> <p>第 1 1 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p><u>(11) 京都大学教育研究振興財団及び京大会館楽友会との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(12) }</u></p> <p><u>(13) }</u> (同 左)</p> <p>(社会連携推進課)</p> <p>第 1 7 条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4) 京都大学基金に関すること。</u></p> <p><u>(5) }</u></p> <p><u>(6) }</u> (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日から施行し、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から適用する。</p>